

研修機関が公表する情報一覧

令和4年2月1日現在

研修 機関 情報	法人情報	(法人格・法人名称・住所等) 社会福祉法人むつみ福祉会 愛知県名古屋市中区古渡町9番18号 電話 052-253-8930 (代表者名) 理事長 水谷 正人
	研修機関情報	(事業所名称・住所等) なごみ居宅・移動サポートセンター 愛知県名古屋市中区古渡町9番18号 (理念) 住み慣れた地域や環境での生活を希望する障害者を支援できる介護員を養成します (学則) 以下の【学則】参照 (研修施設、設備) 教室広さ 普通教室 54 m² 演習室 197 m² 介護用ベッド 1 台 車椅子 5 台 ポータブルトイレ 1 台
研修 事業 情報	研修の概要	(対象) 18歳以上から概ね60歳までの心身ともに健康で、社会人として必要な常識を有する方 (研修のスケジュール(期間、日程、時間数)) 別添の【研修日程表】を参照 (定員(集合研修、実習)と指導者数) 定員 10名 指導者 7名 (研修受講までの流れ(募集、申し込み)) ① 2月11日よりインターネット(ホームページ)で募集(～3月3日まで) ② 受講申込書を郵送あるいはFAXで受け付け、不備がなければ「受講決定通知書」を郵送 ③ 受講料入金を確認後に正式決定 (費用) 受講料 一括払い 税込38,000円(テキスト代含む) 内テキスト代:6,600円 受講生の自己都合で受講中止をされた場合、受講料の返金は行わない (留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等) ① 在宅障害者への支援ができる資格者を養成します ② 受講後になごみ居宅・移動サポートセンターに登録していただきます

	課程責任者	(課程編成責任者名) 杉野 考利(すぎの たかとし)
	研修カリキュラム 修了評価	別添のシラバス、以下の学則を参照
講師情報		別添の講師一覧表を参照
実績情報		令和2年 第1回〔令和2年9月5日(土)～令和2年11月7日(土)〕
連絡先等		(申し込み・資料請求先) 社会福祉法人むつみ福祉会 事務局 〒460-0025 愛知県名古屋市中区古渡町9番18号 電話 052-253-8730 (法人の苦情対応者名・役職・連絡先) 牧坂 浩之 事務局長 052-253-8730 (事業所の苦情対応者名・役職・連絡先) 杉野 考利 管理者 052-253-8730

令和3年度 介護職員初任者研修(通学)学則

社会福祉法人むつみ福祉会

(目的)

第1条 介護業務に従事することを希望する者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修事業の名称は、「令和3年度介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)」とする。

(実施場所)

第3条

(1)講義及び介護実技など

むつみグリーンハウス 〒460-0025 名古屋市中区古渡町9番18号

(研修期間)

第4条 研修期間は、別添「研修日程表【様式2-1】」の通りとする。

(研修カリキュラム及び使用する教材)

第5条

(1) 研修カリキュラム

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム表【様式3-1】」の通りとする。

(2) 教材

使用教材については、『介護職員初任者研修テキスト(日本医療企画)』とする。

(講師氏名及び職名)

第6条 研修を担当する講師は、別添「講師一覧【様式4】」の通りとする。

(研修修了の認定方法及び科目の免除)

第7条

(1)研修修了の認定方法

ア 研修修了の認定方法については、研修における講義及び演習・実習の全課程を履修した者に対して、修了試験を行い、評価基準を満たした者に対して、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。

イ 初任者研修科目「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」では、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況を確認した上で、「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師により評価を行う。

ア及びイの評価基準は、次のとおりとし、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。

《認定基準》100点を満点評価とし、次のとおり区分する。

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(2)科目の免除

科目免除については、認めないものとする。

(募集時期)

第8条 募集時期は、令和4年2月11日～ 3月 3日とする。

(受講資格)

第9条 受講資格については、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 義務教育を修了した18歳以上から概ね60歳までの心身ともに健康で、社会人として必要な常識を有する方
- (2) すべての講習[講義、演習]を受講できる方
- (3) 講習終了後、介護業務に従事することを希望する方

(受講定員)

第10条 受講定員については、10名とする。

(受講手続)

第11条 受講手続は次のとおりとし、すべて終了した時点で受講手続の完了とする。

- (1) 受講希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し事務局にFAX又は郵送にて申し込む。ただし、定員に達した時点で申込受付は終了する。
- (2) 申込内容を確認後、受講料等支払いのための書類を受講申込者宛に郵送する。
- (3) 受講申込者は、受講料等支払いのための書類到着後、期日までに受講料等を納入する。

(受講料等受講者が負担すべき費用)

第12条 受講者が負担すべき費用は次の通りとする。

- (1) 一括払い 税込38,000円(テキスト代含む) 内テキスト代:6,600円
- (2) 受講生の自己都合で退校、または受講の中止をされた場合、受講料の返金を行なわないものとする。

(補講の方法)

第13条 補講については、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められるものについては、補講を行なうことにより当該科目を履修したものとみなす。但し、補講については当該研修時間の概ね1割を上限とする。補講にかかる受講料については、特別徴収しない。

(研修の延期・中止等及び苦情への対応)

第14条 本研修において延期・中止等の不慮の事態及び苦情が発生した場合、次に掲げることにより対応するものとする。

- (1) 本研修の延期の場合、受講生に対し新たな日程を示し、研修を再開するものとする。但し、日程等により受講が困難な者に対しては、受講生の申し出により受講料の一部または全額を返金するものとする。
- (2) 本研修の中止の場合、他の事業者を斡旋し引き継ぐなど研修の継続修了に最大限の努力をはらうものとする。また受講者全員に対して受講料の一部または全額を返金するものとする。
- (3) 受講者からの苦情は研修担当者が受け付け、事務局にて速やかに誠心誠意対応することとする。

【苦情窓口】 社会福祉法人むつみ福祉会 むつみグリーンハウス(事務局)

052-322-5049 <受付時間>〔平日〕10:30～15:30

(個人情報の取扱いについて)

第15条 研修事業運営上知り得た受講者の秘密を第三者に漏洩してはならない。また、受講者が実習において知り得た個人の秘密を他に漏らさないよう十分な事前及び事後指導を行うものとする。

(研修修了者名簿の報告)

第16条 研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢を記載した名簿を、当法人で永年保存するほか愛知県知事宛に提出することとする。

(本人確認について)

第17条 初回の講義時において、次のいずれかの方法により受講者の本人確認を行うこととする。

- (1) 戸籍謄本・抄本や住民票の提出
- (2) 住民基本台帳カードの提示
- (3) 在留カード等の提示
- (4) 健康保険証の提示
- (5) 運転免許証の提示
- (6) パスポートの提示
- (7) 年金手帳の提示
- (8) 国家資格の免許証・登録証の提示
- (9) マイナンバーカード表面の提示

(障害等がある受講者への配慮)

第18条 障害等により配慮が必要な受講者の申し出に応じ、必要な配慮を行うこととする。

附則 この学則は令和 4 年 2 月 11 日から施行する。